

第2予算 特別委員会

委員長：熊田 宏
副委員長：加藤 宏樹
委員：佐藤 幸
委員：藤村 栄
委員：山井 英樹
委員：鈴木 一夫



第2予算特別委員会

〈議案第29号〉

平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1763万5千円を減額し、総額を22億445万8千円とするもので、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第30号〉

平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2573万7千円を追加し、総額を7億8169万円とするともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うもので、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第31号〉

平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9035万4千円を追加し、総額を4億8813万1千円とするともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うもので、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第32号〉

平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第3号)

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ134万8千円を減額し、総額を11億979万2千円とするもので、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第33号〉

平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算(第4号)

本案は、収益的収入につきましては、既定の額から171万5千円を減額し、収入予算総額を4億3516万1千円とし、収益的支出については、既定の額から9万4千円を減額し、支出予算総額を4億6847万9千円とするもので、審査の結果全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第34号〉

平成26年度矢吹町一般会計予算

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億5千万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成25年度当初予算と比較して97%の増額となっています。

審査の結果、消費税増税に伴う公共料金転嫁について県内17市町村が見送っており、本町でも東日本大震災等によって町民も苦勞しており見送るべきとの反対する意見、また、経常一般の財源については、実質公債費比率、将来負担比率ともに低空飛行している。町民が要望する企業誘致、あるいは国保等、弱者福祉対策も変わらないままであり、町民に寄り添う予算配分にはなっていないとの判断のもとに反対する意見と一方、復興が見える形での予算編成となっており、特に医療費の抑制を図るため、町民の健康に力点を置いた予算配分及び一般会計からの繰出しを極力抑え、町民負担が掛からないよう配慮されているとの賛成意見があり、挙手採決の結果、賛成2、反対4により可決すべきものと決しました。

最終日(17日) 本会議で全議案可決されました。

繰越明許費とは?

地方自治法第213条に規定されていますが、予算が成立して事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することができるものです。

実質公債費比率とは?

借入返済の負債度合いを見る指数。2006年度から新たに創設された指数で、経常的な収入に対する公債費の割合を示す。家計でいえば長期ローンの元利返済(公債費)額と、親の援助などを除いて自由に使える給与(一般財源)の割合をみる。